

資料一

要請文

新聞学会編集部は十月八日の理事会判断以降、決議文を出した五君と話し合いを行なってきたが、彼らのわれわれ編集部に対する対応は、一切具体的・論理的説明を行わず、さらに編集部を全く放棄するものであった。われわれはさらに話し合いを要請してきたが、五君は応じようせず、われわれは彼らがおもひ話し合いを放棄し、学会員であることの責任を放棄したものと見なすべきを得ない。

編集部としては、五君を総会出席を放棄し、編集業務を中断させ、混乱を招いたものとして十月三日の総会総務審議における平沼君（総会席上における議長への暴行行為を含む）の除名決定、および六日の総会総務審議における他の四君の除名決定を執行せざるを得ない。

編集部ではすでに編集業務再開の体制を整っている。河台本局のロックアウト解除、題字返還等、業務再開のための

必要な全ての措置をすみやかに行なわれることを要請すると共に、次の事項に関して理事会の見解を明らかにされることを要請する。

質問事項

一、発行に多少の遅れはあったとはいえ、業務が遂行されていたにもかかわらず、二ヶ月の休刊を決定したのはいかなる理由か。

二、十月八日の理事会はいかなる形で召集され、編集部内の問題について誰がどのような説明を行なったのか。

三、十月二十二日より実施された、戦河台本局のロックアウトはいつ、いかなる形で決定されたのか。

四、印刷所より編集部の全く知らないまま秘密裡に題字が持ち出された事象をどのように考へるか。

なお、十月三十日正午までに新聞業務が保障され、および本要請文中の質問事項に回答されることを要請する。もしそれがなされない場合は、われわれの大学新聞編集活動の自治と言論活動の自由を求めて、支援を惜しまない全ての大学関係者の前にわれわれの正当性を公開し、

大学全体はもちろんのこと、言論の自由の闘いとして、全社会的に闘いを展開せざるを得ないであろうと信ずる。

資料二

抗議文及び要請書

二月一日開催の評議員会に

おける学会員に対する処分は全く不当なものである。われわれ編集部はそれに強く抗議すると共に、決定自体一切無効であることを宣言する。

一、評議員会の成立について  
定款第三條第三項に従って会議が召集されていない。事実として学生会・学苑会両中執委員長に対し、招集通知がいついていない。したがって二月十日の評議員会は定款に違反しており無効である。

だが、この問題に限り、理事長は「問題発生時点である十月一日現在の役員で開催したい」としており「十月一日現在では両中執委員長が存在しなかった」という見解を表明している。しかしながら、二月十日開催の評議員会を問題発生時点の役員としてさかのぼることは、

会議の原則を無視したのである。定款「評議員の選任に関する規則」第六條第一項にも違反するものである。

また、唯一の処分理由である「学会員の任用及び身分の得失

に関する規則」第七條第二項の理由は、われわれ編集部が十月二十六日以降再三、再四に渡る業務再開の要請を無視し、理事会が休刊を強行。予算の凍結、ロックアウトを行ない学会員の欠勤状態を作ったのでありわれわれ学会員に対し「欠勤した」とする論理は全く逆転した不当な論理である。

発行そのものが活動であるわけではなく、発行には準備もある。われわれが何度も要請し、理事長と話し合いを重ねてきたことも学会の活動であることは論ずるまでもない。

このような、発行妨害・発行問題を不問に付し、われわれ編集部に対する攻撃は「言論の自由」に対する攻撃・弾圧であることを理事長は認識する必要があると考へます。

以上の理由をともわれわれ編集部は二月十日の評議員会の決定を白紙撤回し、再刊の作業を直ちに停止するよう要請する。

もしそれがなされない場合は関係者・読者・学生大衆に真相を明らかにし、さらには内外を問わず「言論弾圧」としてあくまで徹底的に理事会・評議員会と闘うことを宣言します。

昭和四十六年四月一日

昭和四十六年四月一日